

第1回精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会	
平成30年12月18日	資料1

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会 開催要綱

1. 趣旨

精神保健福祉士を取り巻く状況として、前回の精神保健福祉士に係るカリキュラム改正（平成24年4月1日施行）以降、平成25年の精神保健福祉法の改正による退院後生活環境相談員の創設、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進、精神障害者の雇用の義務化、アルコール健康障害対策基本法（平成26年6月）及びギャンブル等依存症対策基本法（平成30年10月）の施行等による専門人材の育成・確保の必要性などにより、精神保健福祉士に対する社会的役割や期待がますます高まっている。

このような状況を踏まえ、新しい状況に的確に対応できる人材を育成することを目的に、当検討会を開催し、精神保健福祉士の役割やカリキュラムの見直し等について検討する。

2. 検討事項

- 1) 精神保健福祉士の役割
- 2) 教育カリキュラム
- 3) 実習の在り方
- 4) 卒後教育・継続教育
- 5) その他

3. 構成等

- 1) 検討会は上記の検討事項に関連する学識経験者及び臨床経験者等のうちから、社会・援護局障害保健福祉部長が参集する者をもって、構成する。
- 2) 検討会に座長を置き、検討会メンバーの互選によってこれを定める。座長は検討会の会務を総理する。

4. 運営

- 1) 検討会は座長が必要に応じて招集する。
- 2) 座長の指名によって座長代理を置く。
- 3) 座長は必要に応じて意見を聴取するため、参考人を招聘することができる。
- 4) 座長は必要に応じてワーキンググループを開催することができる。
- 5) 検討会は非公開情報等に係る事項を除き、原則公開とするとともに議事録を作成し、公表する。

5. その他

検討会の庶務は社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が行う。

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会 構成員名簿

- 伊東 秀幸 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟副会長
- 岩上 洋一 特定非営利活動法人じりつ代表理事
- 岩本 操 武蔵野大学人間科学部人間科学科教授
- 岡崎 直人 一般社団法人日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会会長
- 岡本 呉賦 公益社団法人日本精神科病院協会常務理事
- 鹿島 晴雄 国際医療福祉大学医療福祉学研究科教授
- 柏木 一恵 公益社団法人日本精神保健福祉士協会会長
- 萱間 真美 聖路加国際大学大学院看護学研究科（精神看護学）教授
- 田村 綾子 聖学院大学人間福祉学部人間福祉学科・心理福祉学科学科長
- 塚本 哲司 埼玉県立精神保健福祉センター精神保健福祉部企画広報担当主幹
- 中島 康晴 公益社団法人日本社会福祉士会副会長
- 樋口 輝彦 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター名誉理事長
- 和気 康太 明治学院大学社会学部教授